

第 9 号議案

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

足立区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年足立区条例第 1 0 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 1 7 の項を 1 9 の項とし、1 6 の項の次に次のように加える。

1 7 区長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号）による入院の勧告、措置又は延長に関する事務であって規則で定めるもの
1 8 区長	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による診療報酬の支払に関する事務であって規則で定めるもの

別表第 2 の 2 区長の部中

「

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）により行われる居住地特例に関する情報であって規則で定めるもの

を

」

「

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）により行われる居住地特例に関する情報であって規則で定めるもの	
地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する情報（以下「地方税賦課徴収関係情報」という。）であって規則で定めるもの	に
高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの	
介護保険関係情報であって規則で定めるもの	

」

改め、同表3区長の部中

「

国民健康保険法による保険給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの	を
-------------------------------------	---

」

「

国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの	に
地方税賦課徴収関係情報であって規則で定めるもの	

」

改め、同表15区長の部中

「

外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	を
-------------------------	---

」

「

外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの	
-------------------------	--

地方税賦課徴収関係情報であって規則で定めるもの	に
国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの	
高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの	

」
改め、同表 3 6 区長の部中「(平成 1 0 年法律第 1 1 4 号)」を削り、「又は措置」を「、措置又は延長」に改め、同表 3 7 区長の部中
「

住民票関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

住民票関係情報であって規則で定めるもの
地方税関係情報であって規則で定めるもの

に改め、同表 3 9

」

区長の部中「審査」を「支払」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 2 の改正規定(同表 2 区長の部、3 区長の部及び 1 5 区長の部に係る部分に限る。)は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

国民健康保険料等の徴収事務において利用する特定個人情報を追加するほか、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。